

閣情第465号
平成25年12月25日

行政文書開示等決定通知書

近藤 ゆり子 様

内閣情報官

北村 滋



平成25年10月29日付け（同月30日受付）行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿・内閣情報調査室分）に綴られた文書（H23年11月分））について、平成25年11月29日付け閣情第409号をもって行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく決定をしたところですが、当該請求に係る行政文書として、追加すべき文書の存在が確認されたことから、当該文書を追加して特定し、法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1)平成23年11月7日 補佐級説明会 議事要旨（未定稿）
- (2)指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について(案)

2 不開示とした部分とその理由

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

警察庁の警部又は同相当職以下の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の

個人を識別することが可能となり、調査対象団体により人物を特定され、同人に対する調査対象団体による働きかけの危険性が高まるため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、我が国の安全が害されるおそれ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をきたすおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

防衛省の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、所掌事務の性質上、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A 4判文書 5枚 (内訳) 白黒 5枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	50円	50円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	150円	50円

※ 閣情第409号（25.11.29）の開示実施時に300円分の手数料を差し引いて開示を行っており、また、CD-R1枚の手数料100円分は既にいただいております。したがって、今回の開示の実施に当たりお支払いいただく手数料は、表のとおりとなります。

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）